

稲沢市市民参加条例案（総合メニュー型）

.....

（目的）

第1条 この条例は、市民が市政に参加するための基本的な事項を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民及び市が協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において広く市民の意見を反映させるとともに、市民及び市が協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 実施機関 市長その他の執行機関をいう。

（基本原則）

第3条 市民参加は、次の基本原則により、市民及び市が対等の立場で互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。

- (1) すべての市民が参加できること。

(2) 市民の自主性が尊重されること。

(3) 市民及び市が情報を共有すること。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って積極的な市民参加に努めなければならない。

2 市民は、市民相互の意見を尊重し、民主的な市民参加に努めなければならない。

3 市民は、市民全体の公共の利益を考慮することを基本として市民参加に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、市民に対して市政に関する情報を積極的に提供しなければならない。

2 市は、市民の意向を的確に把握し、市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、市民に対し説明責任を果たすよう努めなければならない。

(市民参加の対象)

第6条 実施機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入
又は改廃

(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画
等の策定又は変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当
と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参
加の対象としないことができる。

(1) 軽易なもの

(2) 緊急に行わなければならないもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づ
き行うもの

(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

3 実施機関は、前条第1項の規定による施策を実施しないときは、そ
の理由を公表しなければならない。

(市民参加手続の方法等)

第7条 実施機関は、それぞれの対象事項にふさわしい効果的な方法と
して、次に掲げる市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)の
うち1つ以上を実施しなければならない。

(1) 審議会等の設置(附属機関及びそれに類する合議制の組織をい
う。)

(2) パブリック・コメント手続(実施機関が行政活動の趣旨及び内容

を公表した上で、これに対する市民からの意見を求める手続をいう。)

(3) ワークショップ手続(市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする手続をいう。)

(4) 公聴会手続(市の政策等に対して広く市民の意見を聴くため、実施機関が行う会合を開催する手続をいう。)

(5) アンケート調査(一定の質問形式で市民に意見を問う調査をいう。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、複数の市民参加手続を実施したほうがより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参加手続を併用して実施することに努めなければならない。

3 実施機関は高度な専門性を必要とする施策にあつては、当該施策に関し専門的な知識を有する市民の参加を求め、又は地域性を有する施策にあつては、当該施策の対象となる市民の参加を求めることができる。

(結果等の取扱い)

第8条 実施機関は、市民参加手続を経て提出された市民の意見等を考慮した結果を公表するよう努めなければならない。ただし、稲沢市行政情報公開条例(昭和58年稲沢市条例第16号)第6条第1項各号に掲げる事項にあつては、公表しないことができる。

2 実施機関は、自発的な市民参加があつた場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの条例の趣旨に沿うと認められるものについては、

第1項に準じた取扱いをするよう努めなければならない。

(審議会等)

第9条 実施機関は、審議会等を設置した場合は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開しなければならない。ただし、稲沢市情報公開条例（昭和58年稲沢市条例第16号）第6条第1項各号に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）を審議する場合及び審議会等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合及び緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

2 実施機関は、会議を非公開とする場合及び緊急に会議を開催する場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

(会議録の作成及び公開)

第10条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。この場合において、非公開情報を除き、これを公開するものとする。

(審議会等の構成員)

第11条 実施機関は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該審議会等の委員の男女比率及び年齢構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮するものとする。

2 実施機関は、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、

専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であって、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合を除き、全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。

3 前項の公募の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(パブリック・コメント手続)

第12条 実施機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 政策等の案及び案に関する資料

(2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、パブリック・コメント手続により提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。ただし、非公開情報に該当すると認められるものは、公表しないものとする。

(ワークショップ手続)

第13条 実施機関は、ワークショップを開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) ワークショップの開催日時及び開催場所

(2) 対象とする事案の内容

(3) 参加要件

(4) その他必要な事項

(開催記録の作成及び公表)

第14条 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

(公聴会の開催)

第15条 公聴会の開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表については、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第13条及び第14条中「ワークショップ」とあるのは「公聴会」と読み替えるものとする。

(アンケート調査の実施等)

第16条 実施機関は、アンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

(実施予定及び結果の公表)

第17条 市長は、市民参加の実施予定及びその結果を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。